職業安定分科会雇用保険部会（第90回）	資料3
平成25年7月30日	

ソルベンシー・マージン比率について

雇 用 保 険 の 積 立 金

雇用保険の積立金は、雇用保険料等の収入（注）から失業等給付費の支出を控除して残余がある場合に、当該残余のうち将来の失業等給付費に充てるために必要な金額を積み立てたもの。

※　特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第103条第3項

（注）雇用保険二事業に係る収入は除く。二事業に係る残余分は、雇用安定資金として積み立てられる（特別会計法第104条第3項）。

積立金の目的

雇用保険の保険事故である失業等は経済の変動や社会経済の変化に応じてかなり増減を示すものであり、単年度ごとに収支のバランスを図ることは本来的に不可能。このため、雇用保険は、ある程度の期間で収支の均衡を図る中期保険としての性格を色濃くもっている†。

積立金は、この中期保険としての機能を担保するもの。

†　「新版　雇用保険法（コンメンタール）（財）労務行政研究所編899頁」

積立金の状況

雇用保険の支出は収入超過又は支出超過が数年にわたり続く特徴があり、積立金は、平成23年度は約59千億円である一方、平成14年度は約４千億円まで減少

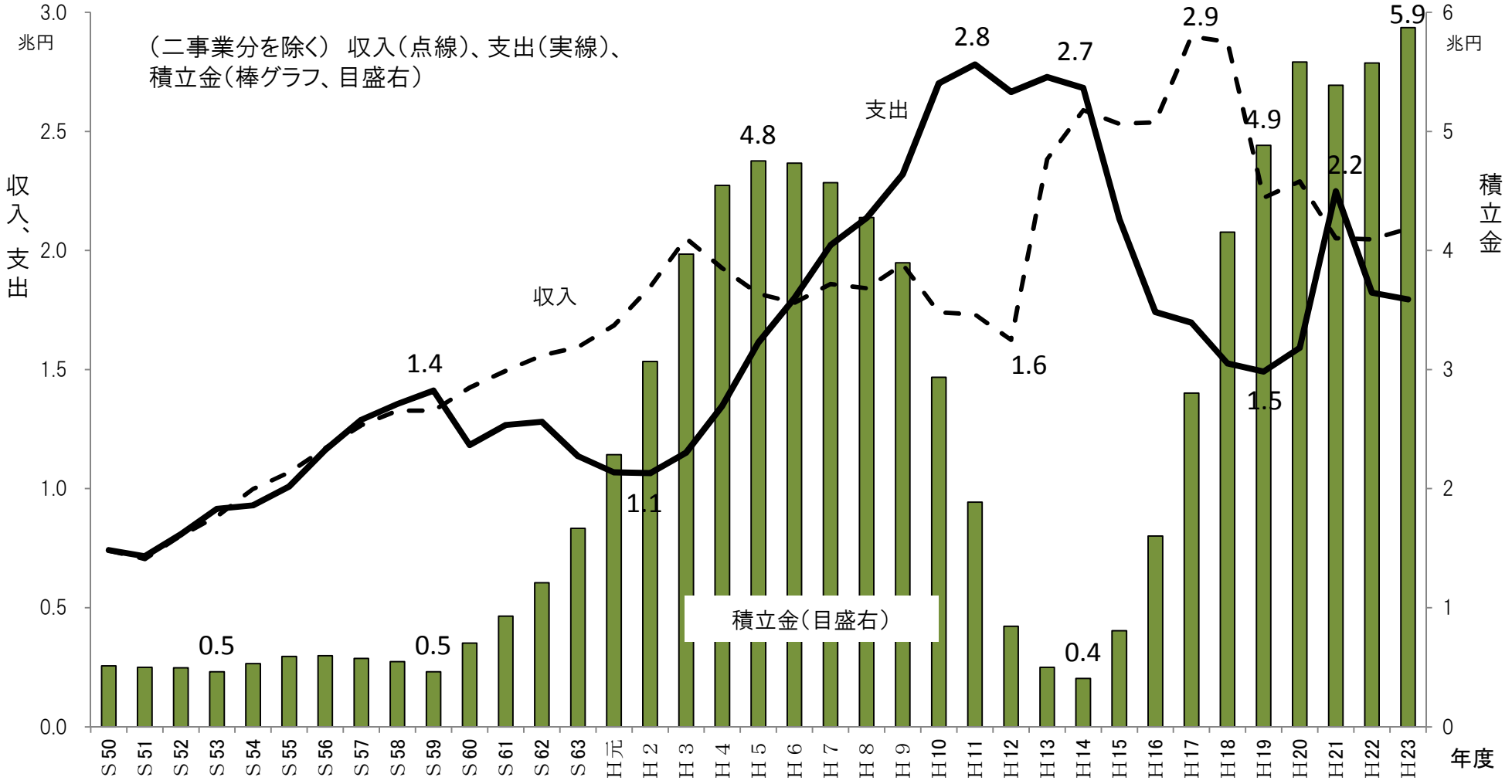

雇用保険収入の状況

収入の多くは保険料であるため、保険料率、被保険者数、被保険者一人当たりの賃金に左右されるが、収入の変動は、保険料率の変動に概ね沿っている。

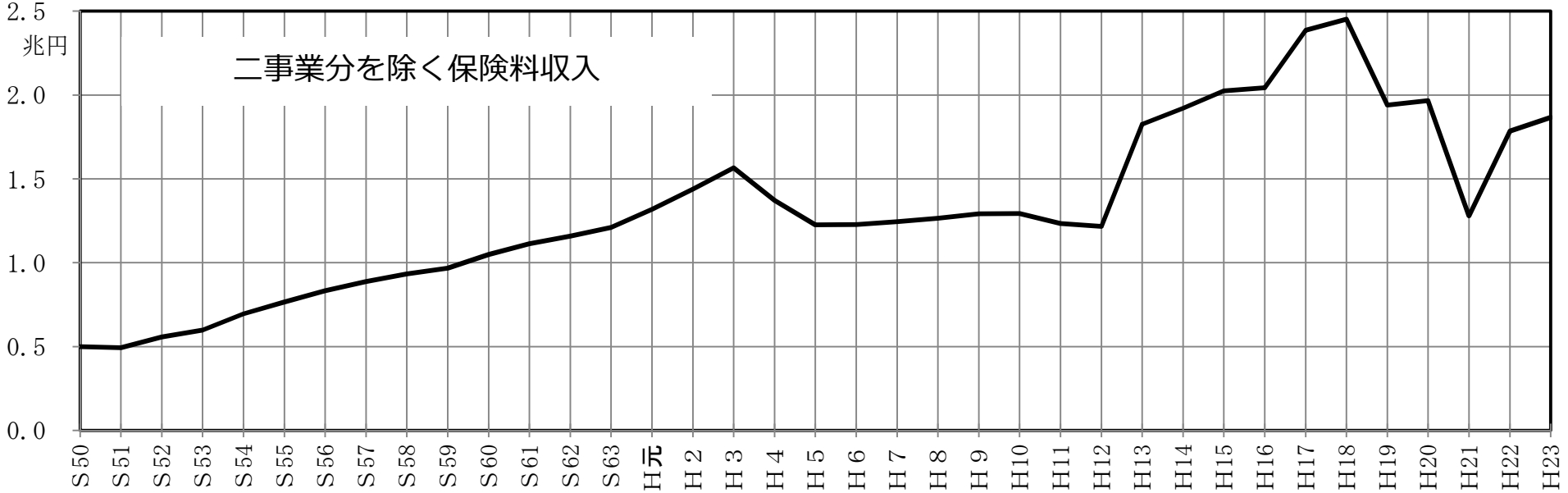

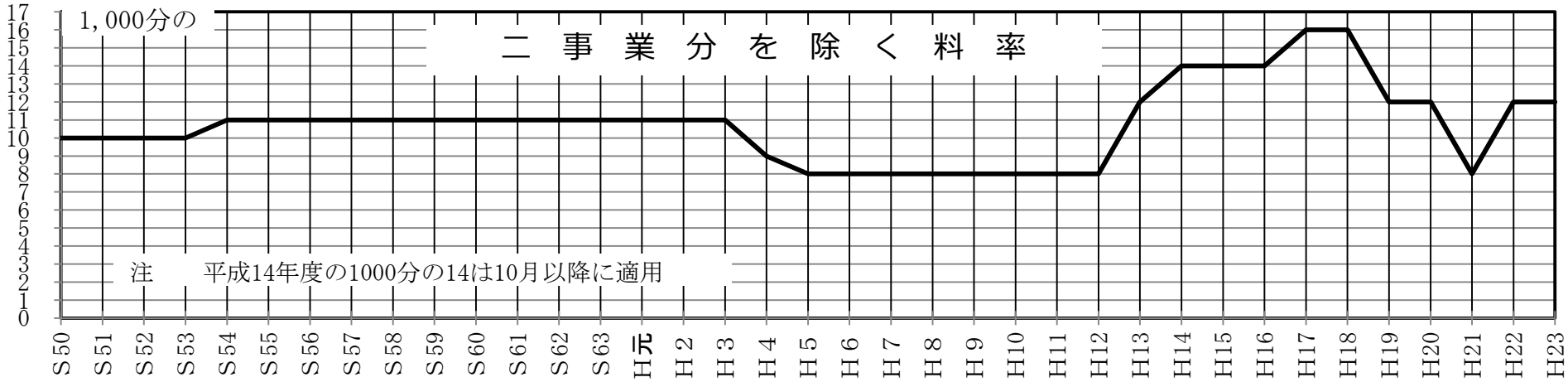

雇用保険支出の状況

支出の変動については、専ら一般被保険者の基本手当支給額の変動によるものであり、受給者実人員と同様の動きをしている。

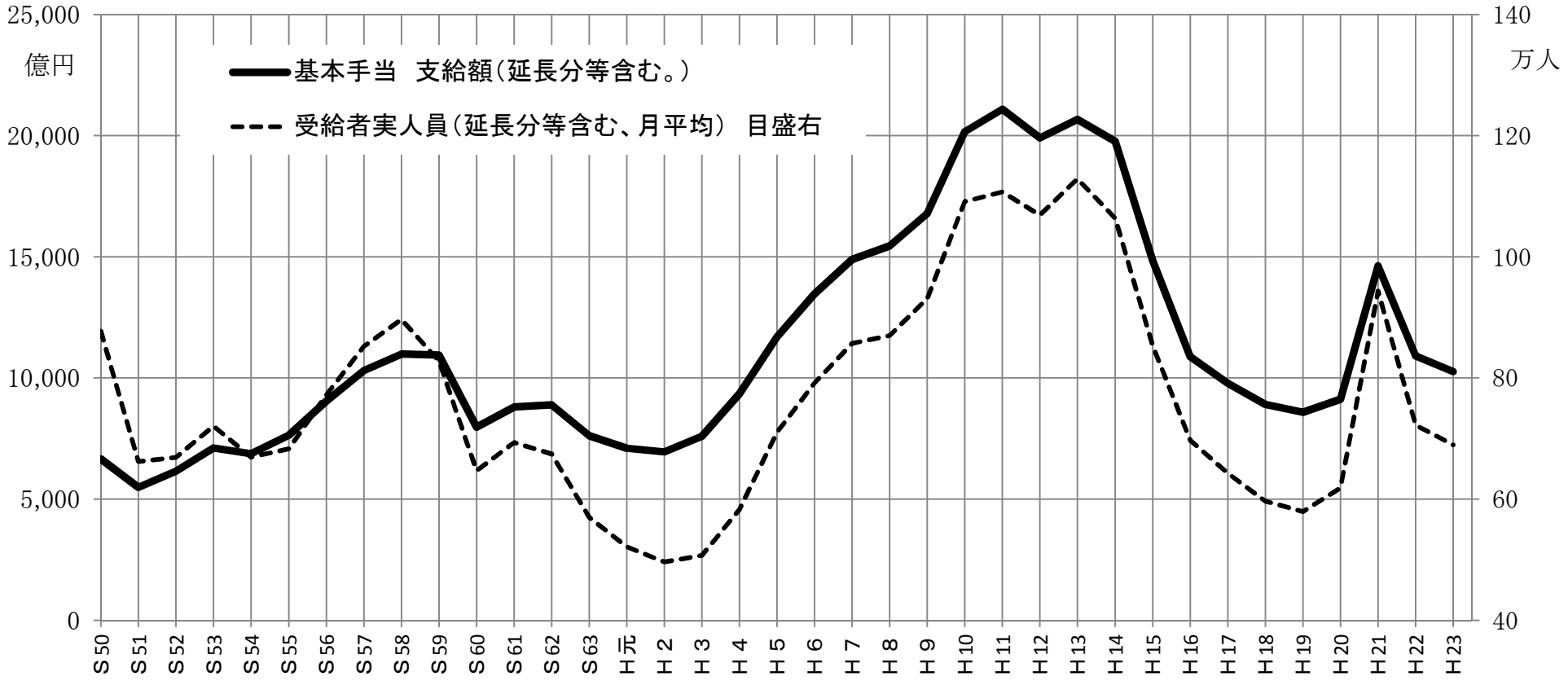

ソルベンシー・マージン比率

ソルベンシー・マージン比率とは

ソルベンシー・マージン比率とは、民間保険会社が、大規模災害による保険金支払いの急激な増加や運用環境の悪化など「通常の予測を超える危険に対応する額」に対して、どの程度自己資本・準備金などの「支払い余力」を有するかを示す経営健全性の指標

（保険業法に基づく告示にその具体的な計算方法が記述されている。）

$$\text{ソルベンシー・マージン比率（％）} = \frac{\text{支払い余力}}{1/2 \times \text{通常の予測を超える危険に対応する額}} \times 100$$

※　行政は、保険会社の経営の健全性を確保するため、比率に応じた早期是正措置の命令を行う。

＜第１区分。100%以上200%未満＞

経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令

＜第２区分。　０%以上100%未満＞

保険金等の支払い能力の充実に資する措置に係る命令

＜第３区分。　０%未満＞

期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令

※ソルベンシー・マージン比率については、（独）労働政策研究・研修機構（JILPT）がとりまとめた資料シリーズNo.119（2013年５月）「雇用保険業務統計分析」第２章に基づいて算出している。

雇用保険積立金のソルベンシー・マージン比率の計算

民間保険会社に使われるソルベンシー・マージン比率の計算方法を雇用保険の積立金に当てはめると、

$$\text{ソルベンシー・マージン比率（％）} = \frac{\text{雇用保険の積立金}}{\text{1／2 × 通常の予測を超える危険に対応する額}} \times 100$$

≪民間保険会社における「通常の予測を超える危険（リスク）」≫

○　保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号）第87条（抄）

一　**保険リスク**（実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険）

一の二　**第三分野（主に医療・介護分野）保険の保険リスク**

二　**予定利率リスク**（責任準備金の算出の基礎となる予定利率を確保できなくなる危険）

二の二　**最低保証リスク**（特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証するものについて、当該保険金等を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最低保証する保険金等の額を下回る危険であって、当該特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生し得る危険）

三　**資産運用リスク**（資産の運用等に関する危険であって、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険）

四　**経営管理リスク**（業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であって、前各号に掲げる危険に該当しないもの）

○　雇用保険制度における「通常の予測を超える危険（リスク）」

保険業法施行規則第87条各号に定める各リスクのうち、雇用保険制度に当てはまるリスクは次の二つ。

A　保険リスク

B　経営管理リスク

また、雇用保険は、「一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し、保険料を収受する保険」（損害保険）に該当すると考えられる。

ここで、損害保険会社においては、「保険リスク」を、

a　一般保険リスク

b　巨大災害リスク

に分けて求めることとされている（平成8年大蔵省告示第50号（以下単に「大蔵省告示」という。）第2条第1項）。

a 一般保険リスクの計算

民間保険会社における一般保険リスクは、

Ⅰ 収入額（保険料）×リスク係数（※）（保険料基準）　　又は

Ⅱ 3年間の平均支出額（保険金）×リスク係数（保険金基準）

のいずれか大きい額とするとされている（大蔵省告示第2条第1項第1号並びに別表第3及び4）。

※ リスク係数は、各保険（火災保険、傷害保険、自動車保険等）で異なるが、考え方としては、95%の事象をカバーする最大損害率（保険金／保険料）と平均損害率の差をいう。

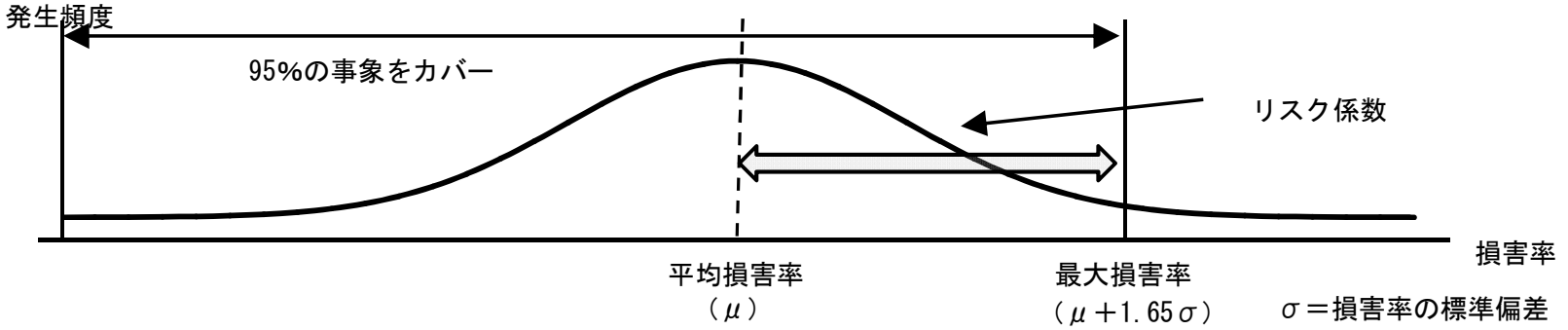

◎ 雇用保険の積立金の一般保険リスク　α＞β

Ⅰ　20,919億円（23年度保険料収入）　×1.65σ ＝ 11,269億円（α）

Ⅱ　19,549億円（21～23年度平均支出）×1.65σ ＝ 10,531億円（β）

σ＝0.328　雇用保険の給付費等支出÷雇用保険収入の過去20年間（平成4年度～23年度）のばらつき度合い（標準偏差）

b　巨大災害リスクの計算

民間保険会社における巨大災害リスクは、

Ⅰ　関東大震災に相当する規模の地震が発生したときの推定正味支払保険金

又は

Ⅱ　伊勢湾台風（昭和34年）に相当する規模の台風が発生したときの推定正味支払保険金

のいずれか大きい額とするとされている（大蔵省告示第2条第1項第2号）。

◎　雇用保険の積立金の巨大災害リスク（関東大震災相当地震を想定）

ｉ　首都圏（１都８県）の基本手当の初回受給者の増加による給付増

ア　東日本大震災における被災３県の沿岸安定所の初回受給者の増加率を首都圏の初回受給者の増加率として、初回受給者の増加分を計算

８７万人

イ　アに基本手当（個別延長給付、特例延長給付を含む。）の平均受給日額、平均受給日数を乗じて給付増を計算

9,949億円

（注）平均受給日額、平均受給日数等は、平成21～23年度の平均。以下同じ。

ii　38道府県の基本手当の初回受給者の増加による給付増

ア　震災の影響が全国に及び、各道府県で過去最高の基本手当受給率になると想定し、平常時の率との差を初回受給者の増加分として計算

８４万人

イ　アに基本手当（個別延長給付を含む。）の平均受給日額、平均受給日数を乗じて給付増を計算

8,126億円

iii　雇用保険法第27条の全国延長給付の発動による給付増

・　ⅰ及びⅱにより、全国延長給付の発動要件（基本手当受給率４％超）を満たすことになるため、約300万人（震災の影響による離職以外の離職者も含まれる。）が受給対象となる。

11,851億円

iv　震災離職者に係る再就職手当の支給による給付増

・　ⅰ及びⅱの初回受給者のうち再就職手当を受給することとなる人数及びその額を平常時の支給人数割合及び支給額から計算

1,603億円

合計　ⅰ＋ⅱ＋ⅲ＋ⅳ＝　31,529億円

B　経営管理リスクの計算

経営管理リスクは、システム停止等の他の危険に属しないリスク。

民間保険会社における経営管理リスクは、保険業法施行規則第87条第１号から第３号までに規定するリスクの合計額に２％（繰越利益剰余金が零を下回る会社でない場合）とするとされている（大蔵省告示第２条第11項及び別表第17）。

◎　雇用保険の積立金の経営管理リスク

（11,269億円＋31,529億円）　×　２％　＝　856億円

雇用保険積立金のソルベンシー・マージン比率

$$\underline{270.7\%} = \frac{59{,}089\text{億円（23年度積立金残高）}}{1／2\times（11{,}269\text{億円}+31{,}529\text{億円}+856\text{億円}）} \times １００$$

（注）積立金残高には、雇用安定事業費を支弁するために雇用保険二事業に貸し出している額（370億円）を含んでいる。

【参考：損保会社や他の特別会計のソルベンシー・マージン比率】

◎　（一社）日本損害保険協会会員26社（23年度決算）　中央値564.1%
（最大13,536.4%、最小120.8%）

（出典：損保協会HP公表資料から雇用保険課調べ）

◎　他の特別会計（23年度決算）（注）

- 農業共済再保険特別会計
  （農業勘定　約40%、家畜勘定　約199%、園芸施設勘定　約273%）
- 森林保険特別会計　約467%
- 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計
  （漁船特殊保険勘定　約109%、漁船乗組員給与保険勘定　約142%）
- 貿易再保険特別会計　約208%

（注）18特別会計中４特別会計が公表

（出典：平成24年版特別会計ガイドブック（財務省主計局））

ソルベンシー・マージン比率をみる上で留意すべき点

○　ソルベンシー・マージン比率は、１回の大規模災害等への支払い余力を示すものであるが、雇用保険は、景気の悪化が生じた場合、その状況が一定期間続き、支出が増加するという通常の民間保険とは異なるリスクを抱えていること。

○　一方で、民間保険と異なり、法律改正を行うことにより、収入（雇用保険料）や支出（給付費）の調整を行うことが可能であること。

参考資料

参考１（失業等給付関係収支状況）

(単位：億円)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度予算	25年度予算
収入	18,187	17,797	18,593	18,414	19,423	17,397	17,317	16,239	23,830	25,886	25,321	25,377	28,978	28,764	22,214	22,896	20,508	20,467	20,919	17,903	18,179
うち保険料収入	12,266	12,270	12,457	12,650	12,923	12,929	12,335	12,164	18,251	19,211	20,242	20,435	23,856	24,528	19,402	19,664	12,790	17,858	18,658	15,572	16,145
うち失業等給付に係る国庫負担金	2,790	2,490	3,374	3,273	4,388	3,078	4,012	3,354	4,884	6,417	4,494	4,267	3,462	1,953	1,190	1,604	5,887	702	1,281	1,705	1,663
うち求職者支援に係る国庫負担金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	167	361	160
支出	16,127	17,996	20,221	21,358	23,203	27,018	27,806	26,660	27,275	26,820	21,321	17,416	16,972	15,261	14,917	15,907	22,481	18,221	17,946	21,217	20,222
うち失業等給付費	14,960	17,045	19,036	20,154	21,939	25,762	26,550	25,138	26,007	25,292	19,618	14,672	13,772	12,803	12,598	13,496	19,805	16,616	16,543	17,790	17,514
うち就職支援法事業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	110	1,479	680
差引剰余	2,061	△199	△1,628	△2,944	△3,780	△9,621	△10,489	△10,421	△3,445	△934	4,000	7,962	12,006	13,503	7,297	6,989	△1,973	2,246	2,973	△3,314	△2,043
積立金残高	47,527	47,328	45,699	42,755	38,975	29,354	18,865	8,443	4,998	4,064	8,064	16,026	28,032	41,535	48,832	55,821	53,870	55,746	58,719	55,405	53,363

(注１)平成24年度及び平成25年度の「支出」には、それぞれ予備費（平成24年度予算：750億円、平成25年度予算：800億円）が計上されている。
(注２)「積立金残高」は、特例措置により雇用安定事業費を支弁するために必要な額が減額（平成22年度決算から平成25年度予算：370億円）されている。
(注３)積立金残高には、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金として積み立てるべき額が含まれている。
(注４)数値は、それぞれ四捨五入している。

参考２（雇用保険料の弾力条項について）

失業等給付に係る弾力条項

$$2 < \frac{\text{（（保険料収入＋国庫負担額）－失業等給付費等）} + \text{当該年度末積立金} + \text{雇用保険二事業への繰入金残額}}{\text{失業等給付費等}}$$

⇒ 保険料率 引下げ可能（→10/1000まで）

$$1 > \frac{\text{（（保険料収入＋国庫負担額）－失業等給付費等）} + \text{当該年度末積立金} + \text{雇用保険二事業への繰入金残額}}{\text{失業等給付費等}}$$

⇒ 保険料率 引上げ可能（→18/1000まで）

※ 23年度決算額による計算　＝　3．78

注：国庫負担額及び失業等給付費等には求職者支援事業に係るものを含む。

雇用保険二事業に係る弾力条項

$$1.5 < \frac{\text{（保険料収入－二事業に要する費用）} + \text{当該年度末雇用安定資金} - \text{失業等給付の積立金からの受入金残額}}{\text{二事業に係る保険料収入}}$$

⇒ 保険料率 引下げ（→3/1000まで）

※ 23年度決算額による計算　＝　0．46

注：「雇用保険二事業への繰入金残額（失業等給付の積立金からの受入金残額）」
＝「失業等給付からの借入金（平成22年度～25年度に限る。）の総額」－「失業等給付の積立金への返済金の総額」